### 中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

改定 令和 3 年 4 月 17 日 名古屋市経済局産業労働部産業企画課

本市の「市有施設の開館に向けたガイドライン」及び「市が主催する催物(イベント等)に係るガイドライン」並びに当地域の感染状況等を踏まえ、中小企業振興会館について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開館する。なお、本ガイドラインを順守しない使用者(主催者)に対しては、使用を許可しないことができるものとする。

- ・本ガイドラインは当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ適宜更新等を行う。また、運用終了時期は、当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・催物の開催について、人数上限及び収容率要件は別紙1に掲げるとおりとする とともに、催物開催に当たっては、国及び愛知県の示す「イベント開催時の必 要な感染防止策(別紙2)」に留意すること。

なお、愛知県まん延防止等重点措置による営業時間短縮に係る対応は以下のとおり取り扱うこととする。

【4月20日から5月11 日までに開催される催物について】

ガイドライン改定後の新規申込については、施設の利用は 20 時までとする。 ただし、ガイドライン改定前に申込された利用については、20 時までの営業時間短縮の働きかけにできるだけ協力すること。

#### 1 使用者(主催者)が順守する事項

(1)3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止

ア 密閉とならないよう、窓・扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への配慮も行いながら、厚生労働省の示す方法に従い、可能な限り定期的に窓・ 扉の開放による換気を行う。

※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。

- イ 密集とならないよう、以下の事項に取り組むこと。
  - A) 展示会等で使用する場合
    - ・参加人数(主催者を含め同時参加人数とする)は、国及び愛知県が示す 「催物の開催制限」に従う。なお、全国的なイベント又はイベント参加 者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合は、内閣官房事務 連絡(令和2年7月8日付)及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大 予防対策指針」に基づき、そのイベントの開催要件等について、愛知県 に事前に相談すること。
    - ・出入口等で入場人数をカウントするなど、入場者数の管理を行う。

- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等を講じる。
- B) 集会・会議等で使用する場合
  - ・参加人数(主催者を含め同時参加人数とする)は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。なお、全国的なイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡(令和2年7月8日付)及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、そのイベントの開催要件等について、愛知県に事前に相談すること。
  - ・座席指定とするなど参加人数の管理を行う。
  - ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保) を講じる。
- ウ 密接とならないよう、以下の事項に取り組むこと。
  - A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴うイベントは 行わない。
  - B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
  - C) 商談コーナー等、対面会話が行われる場では、2m以上距離をとるか、 アクリルボード設置等の飛沫防止措置を行う。
  - D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け(1 m、できれば2 m) 真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

#### (2) 発熱者等の施設への入場防止

- ア 感染者が出た場合の追跡調査のため、来場者・出展者・設営スタッフ等、場内に入る人の連絡先を可能な限り把握するほか、来場者に対し、接触確認アプリ (COCOA) の活用を促す。
- イ 施設が貸し出すサーモカメラや非接触型体温計を活用して来場者・出展者・ 設営スタッフ等の検温を行い、発熱者や体調不良の方がいた際は、入場しない よう要請する。
- ウ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には速やかに保健センター、 施設管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。
- エ 以下に該当するスタッフは従事させない。
  - A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
  - B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間 以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
  - D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

#### (3) 飛沫防止、接触感染の防止

ア スタッフの手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」 に基づく行動を徹底するとともに、休憩や食事の分散を図る。なお、不特定多 数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接 触部位については特に、除菌及び接触後の手洗いを励行するよう、周知に努める。

- イ 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- ウ 会場内で不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

#### (4) その他

- ア 国や愛知県の指針及び当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとの感染防止予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。
- イ 「2 来場者の順守する事項」について来場者に周知徹底する。順守しない 来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制(人員を配置する等) を整備する。
- ウ 感染者が出たときの緊急体制(保健センター、指定管理者等への連絡体制等)を構築する。

#### 2 来場者の順守する事項

- ア 使用者(主催者)からの連絡先の聞き取りに協力する。また、接触確認アプリ (COCOA) を積極的に活用する。
- イ 以下に該当する場合は来場しないこと。
  - A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
  - B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間 以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
  - D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人
- ウ 手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動 を徹底する。
- エ 大声での会話等、感染リスクの高い行為を避ける。
- オーイベントの前後や休憩時間においても三密(密集、密接、密閉)の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。
- カ 感染が明らかになった場合又は感染者と接触した可能性がある場合には、保 健センター等の実施する感染追跡調査等に協力する。
- キーその他、主催者の行う感染拡大防止のための取り組みに従うこと。

#### 3 施設管理者(指定管理者)の行う事項

- ア 職員の体調管理や手洗い、手指の消毒、マスクの着用等の「新しい生活様式」 に基づく行動を徹底する。
- イ 不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位については、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止に 努める。
- ウ 厚生労働省の推奨する方法により、施設内の換気を徹底する。

- エ 施設入口、受付窓口やトイレ等の共用部に消毒設備やアクリルボード設置等を行う。
- オ トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するなど、飛散防止措置を行う。
- カ サーモカメラ(市が備品として貸与)、非接触型体温計を使用者に無償貸与する(測定は使用者の責任にて行う)。
- キ 使用後の会場や不特定多数の人が触れる箇所を消毒する。
- ク 休憩所等のベンチ等は、間隔を空け(1m、できれば2m)配置する。
- ケ 施設内のレストラン・食堂は、対面での飲食とならないように椅子等を配置 する。

※指定管理者の管理外のレストラン・食堂に関しては市から直接指示する。

- コ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には、速やかに保健センター 等に連絡を取り、感染追跡調査等に協力するとともに、各施設内の消毒作業な ど必要な措置について助言を受けるものとする。
- サ 「1 使用者(主催者)が順守する事項」について、別紙「確認書」を提出 させるなどをして、使用者に徹底する。
- シ 使用者が「1 使用者(主催者)が順守する事項」を順守しなかった場合は、 速やかに市へ報告する。
- ス 「2 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、周知徹底する。
- セ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り 組みを適切に行う。

### 施設利用時の確認書(主催者用)

○本確認書は、主催者の方向けのものであるため、「中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)から「使用者(主催者)が順守する事項」を抜粋したものだが、その他、 催物の開催制限等についても、ガイドラインに掲げるとおり順守すること。

#### 使用者(主催者)が順守する事項

#### ① 3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止に取り組みます。

- ■施設内の換気は空調等の機械で行われているが、窓・扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への配慮 も行いながら、可能な限り30分~1時間に1回程度の窓や扉の開放を行う。※運用方法については、施設管 理者と調整を行ってください。
- ■密集とならないよう、以下の事項に取り組む。

#### ○展示会等で使用する場合

- ・参加人数(主催者を含め同時参加人数とする)は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。なお、 全国的なイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントを予定する場合は、内閣官房事 務連絡(令和2年7月8日付)及び「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、その イベントの開催要件等について、**愛知県(※1)**に事前に相談してください。
- ・出入口等で入場人数をカウントするなど、入場者数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)を講じる。

#### ○集会・会議等で使用する場合

- ・参加人数(主催者を含め同時参加人数とする)は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。なお、 全国的なイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡(令和2年7月8日付)及び「愛知県新型コロナ ウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、そのイベントの開催要件等について**愛知県(※1)**に事前に 相談してください。
- ・座席指定とするなど参加人数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)を講じる。
- ■密接とならないよう、以下の事項に取り組む。
  - ・大声での発声、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴うイベントは行わない。
  - 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
  - ・商談コーナー等、対面会話が行われる場では、2m以上距離をとるか、アクリルボード設置等の飛沫防止 措置を行う。
  - ・飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け(1 m、できれば2 m)真正面での飲食とならないよう に椅子等を配置する。

#### ② 発熱者等の施設への入場防止に取り組みます。

- ■感染者が出たときの追跡調査のため、来場者・出展者・設営スタッフ等、場内に入る人の連絡先を可能な限り把握するほか、来場者に対し、接触確認アプリ(COCOA)の活用を促す。
- ■施設が貸し出すサーモカメラや非接触型体温計を活用して来場者・出展者・設営スタッフ等の検温を行い、 発熱者や体調不良の方がいた際は、入場しないよう要請する。
- ■感染者による施設の利用が明らかになった場合には速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。
- ■以下に該当するスタッフは従事させない。
  - ・発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
  - ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該 国・地域の在住者と濃厚接触がある人

- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
- ・その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

#### ③ 飛沫防止、接触感染の防止に取り組みます。

- ■スタッフの手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに、 休憩や食事の分散を図る。なお、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめと する高頻度接触部位については特に、除菌及び接触後の手洗いを励行するよう、周知に努める。
- ■会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- ■会場内で不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

#### 4 その他、以下の事項にも取り組みます。

- ■国や愛知県の指針及び当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとの感染防止予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。
- ■「来場者の順守する事項」(※2) について来場者に周知徹底する。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制(人員を配置する等)を整備する。
- ■感染者が出たときの緊急体制(保健センター、指定管理者等への連絡体制等)を構築する。

#### (※1)愛知県防災部防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ 052-954-6143

#### (※2)「来場者の順守する事項」

- ■使用者(主催者)からの連絡先の聞き取りに協力する。また、接触確認アプリ(COCOA)を積極的に活用する。
- ■以下に該当する場合は来場しないこと。
  - ・発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
  - ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該 国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
  - ・その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人
- ■手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- ■大声での会話等、感染リスクの高い行為を避ける。
- ■イベントの前後や休憩時間においても三密(密集、密接、密閉)の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。
- ■感染が明らかになった場合又は感染者と接触した可能性がある場合には、保健センター等の実施する感染追跡調査等に協力する。
- ■その他、主催者の行う感染拡大防止のための取り組みに従うこと。

#### □上記の事項を確認しました。

使用日	令和	年	月	日
使用施設				
使用人数				人

(全国的なイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超 えるようなイベントを開催する場合)

□イベントの開催要件等について、愛知県に事前に相談 しました。(相談日:令和 年 月 日)

 〔申請者〕
 住 所

 団 体 名

代表者役職・氏名 (署名)

# 【別紙1】

# イベント開催制限等について

	収容定員	大声なし	大声あり	営業時間短縮
令和3年4月20日〜 5月11日 (まん延防止等重点措置)	5,000人以下	収容定員 1 0 0 %以内	収容定員	
	5,000人超~ 10,000人	50%以内(注)	2 0 時まで	
	10,000人超		5,000人以下	

<sup>(</sup>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

# イベント開催時の必要な感染防止策①

(1	)徹底した感染防止等	(収容率50%を超える催物を開催するための前提)
1	マスク常時着用の 担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
2	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2	)基本的な感染防止等	
3	①~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
4	手洗	・こまめな手洗の奨励
5	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の こまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
6	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が 回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

## (2) 基本的な感染防止等(続き)

9	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容 率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、 一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
10	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知 している場合は払い戻し不要。
11)	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
12	演者の行動管理	<ul><li>・有症状者は出演・練習を控える</li><li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li><li>・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処</li></ul>
13)	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
14)	ガイドライン遵守の 旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
1		- <del> </del>

## 〔3〕イベント開催の共通の前提

15)	入退場やエリア内の 行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食 制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
16)	地域の感染状況に応 じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を 原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。